

14. その他分野

<p>その他(1)</p>	<p>企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁</p>
<p>規制の現状</p>	<p>弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取扱うことを禁じている。同条によれば、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取扱うことも禁止されていると解釈されている。</p> <p>この点については、2003年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあたらないこと、また、「法律事務」の要件について、いわゆる事件性必要説を採るべきとの方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示された。</p> <p>しかし、完全子会社であっても、法人格を別にする以上あくまでも「他人」であることが明確にされ、また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>以下の3種類のサービスを有償で行うことができるよう、法を改正すべきである。</p> <p>①親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 ②子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 ③子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供</p>
<p>要望理由</p>	<p>近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。</p> <p>しかし、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されている。</p> <p>経営資源の適切な集中によって企業経営の効率化を図るために、グループ内企業に対する有償での法務サービスを解禁すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>弁護士法第72条、第77条第3号</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>法務省</p>

その他(2)	独占禁止法第9条及び9条ガイドラインの「一般集中規制」の見直し
規制の現状	<p>独禁法9条では、他の国内の会社の株式を所有することによる「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立・転化が禁止されている。</p> <p>「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の具体的な考え方については、公取委によってガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」が示されており、ガイドラインには事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される3類型が挙げられている。</p> <p>第1類型 会社グループの規模が大きく、かつ、相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社を有する場合</p> <p>第2類型 大規模金融会社と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社を有する場合</p> <p>第3類型 相互に関連性のある相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力な会社を有する場合</p>
要望内容	<p>①独禁法9条の一般集中規制を廃止し、企業結合規制に一本化すべきである。</p> <p>②一般集中規制が維持される場合でも、少なくとも独禁法第9条ガイドラインについて、以下の項目を改正すべきである。</p> <p>ア. 「事業支配力が過度に集中することとならない会社」である「分社化の場合」の範囲を拡大すべきである。</p> <p>イ. 主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類から2桁分類に変更すべきである。</p> <p>ウ. 資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、「大規模な会社」の単体総資産額の基準(3,000億円)を上げるべきである。</p>
要望理由	<p><要望内容①について></p> <p>日本市場での規模のみに着目して一律に外形的な規制を課す一般集中規制は、規制改革の基本理念である「事前規制」型から「事後チェック」型への移行に反するものである。一般集中規制は廃止し、企業結合規制による個別の規制に一本化すべきである。</p> <p><要望内容②について></p> <p>ア. 元々一つの会社を分社化し、細分化しているだけである以下のような場合については、他の資本関係のない会社を買収する場合とは異なり、独禁法上特段の問題はないことから、分社化と同様に例外とすべきである(分社化は議決権比率100%に限らなくてもよいのではないか)。</p> <p>a.100%分社化後、上場等により議決権比率が低下する場合(親会社の議決権比率が減少することから、独禁法9条の観点からはむしろ望ましいともいえる)。</p> <p>b.(独禁法15条に抵触しない)合併等に伴い、議決権比率が低下する場合</p> <p>イ. 日本標準産業分類2桁分類が同一であれば実質的に同一の事業分野とみなせる場合が多いと考えられる。</p> <p>また、3桁分類の場合、日本標準産業分類の改正がなされることにより、事業実体は何ら変更がないにもかかわらず、形式的には事業分野数が増加してしまうといった問題が生じる可能性が高い。</p> <p>ウ. 単体総資産の規模は業界ごとに異なり、特に金融業、設備産業、リース業、不動産業等については、業界で上位の会社ではなくても、「大規模な会社」となってしまうことから、資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、単体総資産の基準(3,000億円)を上げるべきである。</p>
根拠法令等	独占禁止法第9条 事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会

<p>その他(3)</p>	<p>独禁法における事業者団体の届出制度の廃止【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体であるところの「事業者団体」(独禁法第2条第2項)は、公取委に対して、成立・変更・解散の届出(定款、理事名簿、団体の構成員名簿、事業計画などが届出対象)をしなくてはならない。本項の規定に違反して届出をせず、または虚偽の記載をした届出書を提出したときには、罰則の定めがある。かつては、第8条の第2は、「届出を命じ」ことができると規定していたが、2005年の改正で削除された。第8条第2項ただし書きで、特別の法律に基き設立された団体に関しては、第8条第1項各号に違反する行為が想定しがたい一定の団体につき、届出義務が及ばないことを規定している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>事業者団体に係る届出制度(独禁法第8条第2～4項及びその関連規則)を廃止すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現行法の趣旨は、事業者団体を通じた独禁法違反行為を未然に防止することにあるが、規制のあり方が事前規制から事後チェックへ転換する中、すべての事業者団体に届出を求めることは、合理的ではない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第8条第2～4項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第8条の規定による届出に関する規則第2～4条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>公正取引委員会</p>

<p>その他(4)</p>	<p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条第1項の業務範囲の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条第1項では、「戸籍謄本等」「除籍謄本等」「納税証明書」「登録原票の写し等」「住民票の写し等」「戸籍の附票の写し」「印鑑登録証明書」の「交付の請求の受付」および「引渡し」のみが、官民競争入札又は民間競争入札の対象とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務に、「当該書類の作成や発行」を追加すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>競争入札の対象業務に「審査」「端末入力」「書類の作成」などを含めて、証明書類の発行申請受付から作成、受渡しまでの一連の作業を入札の対象とすることで、民間事業者の創意と工夫を発揮する余地が大きくなり、行政コストの一層の削減と行政サービスの質の向上が期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>内閣府公共サービス改革推進室 官民競争入札監理委員会</p>

その他(5)	徴税業務における各プロセスの民間開放【新規】
規制の現状	<p>総務省では2005年4月1日に「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」及び「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」を発し、地方公共団体に対して、納税者の秘密情報の保護に配慮を行った上で、地方税の徴収にて民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託を推進するよう、依頼を行っている。しかし、地方税法上の行政処分としての「督促」、滞納処分に関わる財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」、「差押」などについては、「公権力の行使そのもの」として、民間委託を禁止している。</p> <p>総務省自治税務局企画課(平成18年9月8日)によると、平成16年度の地方税の不納欠損処理額のうち、消滅時効によるものは、都道府県で132億円、市町村で577億円ある。</p>
要望内容	<p>地方税法上の行政処分としての「督促」、滞納処分に関わる財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」、「差押」についても、一定の服務規律を課した上で民間委託を実施できるようにすべきである。</p> <p>特に、「督促」については、早期に民間開放を実施すべきである。</p>
要望理由	<p>地方財政が逼迫する中で、地方公共団体では、労働集約的な作業である税徴収業務を行う税務職員を十分に確保することができなくなっている。このような状況の中で、人件費を抑制しつつ滞納処分を進めるために、徴税業務の民間委託が必要だとの意見が民間事業者と地方公共団体の双方から寄せられている。</p> <p>総務省は「督促」、「質問及び検査」、「搜索」、「差押」は「公権力の行使であるため」民間委託することができないとの意見を表明しているが、例えば都市再開発法では、再開発会社が、負担金又は過怠金を滞納した事業参加者に督促状を発して督促を行い、一定の条件の下で滞納処分を行えるとされている。このような事例を参考にして、一定の資格を備えた民間事業者が、「督促」「質問及び検査」「差押」を担えるようになれば、地方税の時効消滅を防止して徴税率の向上という成果を得ることが可能になる。</p>
根拠法令等	<p>地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」 都市再開発法第41条、第50条の11</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治税務局企画課

<p>その他(6)</p>	<p>固定資産評価業務の包括的な民間委託</p>
<p>規制の現状</p>	<p>固定資産評価員・評価補助員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有するものの中から選任されることとされており、民間人の登用が可能である。 しかしながら、固定資産の実地調査、及び固定資産の評価調書の作成については、補助的な業務のみが民間委託できるとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>固定資産の実地調査から評価調書の作成までの一連の作業を、一定の条件を課した法人の民間事業者に包括的に委託できるようにすべきである。 現行法上、民間委託が困難ならば、どのような措置を講ずれば民間委託が可能になるかを示すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>財政が逼迫している小規模市町村などでは、固定資産評価員や固定資産評価補助員を設置することが困難であり、固定資産税の客体である土地、家屋、償却資産の調査、評価業務について多方面にわたる専門知見を有する民間事業者に、固定資産評価業務を包括的に民間委託することで、現在よりも精度の高い業務を効率的に実施することが可能になる。 なお、公権力の行使に当たる行為を民間事業者が実施するためには、一定の要件を備えさせる必要があるが、例えば、都市再開発法では、再開発会社が、負担金又は過怠金を滞納した事業参加者に督促状を発して督促を行い、一定の条件の下で滞納処分を行えるとされている。こうした事例に鑑み、公権力の行使にあたる行為を民間に委託するための方策を検討すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方税法第403条第2項、第404条、第405条 都市再開発法第41条、第50条の11</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省自治税務局固定資産税課</p>

その他(7)	地方公共団体の業務アウトソーシングに向けた戸籍に関する事務及び外国人登録原票の外部保存容認【新規】
規制の現状	<p>①戸籍に関する事務は、電子情報処理組織による取扱いが認められているが、戸籍簿や除籍簿は「事変を避けるためでなければ」市町村等の事務所から持ち出すことが禁止されている。</p> <p>②外国人登録書の作成のために必要な情報は原則として磁気ディスクに記録することとされている。市町村長は、申請事項を外国人登録原票に登録し、これを市町村の事務所に備えなければならない。</p> <p>このため、上記の2事業に関しては、地方公共団体の業務を包括的に外部に委託することができない。</p>
要望内容	<p>戸籍簿や除籍簿、外国人登録原票を、市町村等の事務所から持ち出せるよう、法改正を行うべきである。</p>
要望理由	<p>地方公共団体では「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基いて行財政改革を進めており、業務の効率化と民間委託を推進している。また、情報システムが高度化する中で、システムの開発・運用・管理を自治体職員が行うよりも、民間委託で実施した方が行政サービスの向上につながる事例も多くある。このような背景により、業務の多くがアウトソーシング可能になっている。</p> <p>しかし、戸籍に関する事務と外国人登録原票に関しては、原簿の外部保存が認められていないため、民間事業者にアウトソーシングを行っても、システムの一部を市町村等の事務所内に残さなければいけなくなっている。このため、他の関連業務とのシームレスな連携が難しく、運用面やコスト面から、効率的なアウトソーシングが実現できない状況にある。</p>
根拠法令等	<p>戸籍法第1条、第8条、第117条の2 戸籍法施行規則第7条 外国人登録法第4条 外国人登録法施行規則第20条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>法務省民事局、入国管理局</p>

その他(8)	コンビニエンスストアのMMK端末などを利用した公的証明書発行サービスの実現
規制の現状	<p>公共施設以外においても、一定の条件を満たせば、自動交付機を設置して住民票の写しや印鑑登録証明書など(以下、公的証明書)を交付することが認められている。しかし、コンビニエンスストアにすでに設置されているMMK端末や多機能コピー機(以下、MMK端末など)を使用して、公的証明書を発行することはできない。そのため、コンビニエンスストア等で公的証明書の発行サービスを行うためには、新たに自動交付機を導入する必要がある、一台につき4,000万円程度のコストがかかる。</p>
要望内容	<p>コンビニエンスストアに設置されているMMK端末などを利用して公的証明書の請求の受付、発行、受渡しを行えるようにすべきである。 「実現不能」と回答する場合には、どのような措置を講ずれば実現可能になるかを示すべきである。</p>
要望理由	<p>コンビニエンスストアのMMK端末などを利用して公的証明書を入手することが可能になれば、地方公共団体が新たに窓口を開設しなくても、24時間365日開いている行政サービスの拠点を増やすことが可能になるため、住民の利便性を大幅に向上させることができる。一部の自治体では、MMK端末を通じて公共施設の予約や公金収納も行うことができるので、公的証明書の発行も可能になれば行政のワンストップサービス化を実現できる。1万人以上を対象としたアンケートで、「コンビニのMMK端末で利用してみたいサービス」として、35%以上が「公共サービス」と回答した例もあり、現実に利用者側からのニーズも高いことが示されている。</p> <p>なお、コンビニエンスストアに設置されているMMK端末などは高いレベルでのセキュリティを維持した専用回線を利用している。現在、MMK端末などでは原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険を扱っていることを鑑みれば、一定の要件を課すことで、個人情報保護や本人確認等が足かせとなることはない。</p>
根拠法令等	<p>住民基本台帳法第36条の2 「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」(平成17年3月28日総行市249号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治行政局自治政策課

その他(9)	保育士試験の受験要件の緩和
規制の現状	<p>保育士試験の受験資格は、1988年の改正により、高等学校卒業程度から短期大学卒業程度に引き上げられた。1991年4月1日以降、高等学校の普通課程を卒業しただけでは保育士試験を受けられなくなった(1996年3月31日までに高等学校保育科を卒業した者については特例が認められている)。</p>
要望内容	<p>保育士試験について、高等学校卒業程度又はこれと同等以上の資格を有する者であれば受験を認めるべきである。</p>
要望理由	<p>①女性の社会進出の進展に支えられ、都市部を中心に保育所等が急速に整備されており、保育サービスを担う保育士(保育士資格を持つ者)の確保が重要となっている。しかしながら、改正により、1991年4月1日以降、高等学校の普通課程を卒業しただけでは保育士試験を受験することができなくなり、実態として保育士への道が閉ざされてしまっている。</p> <p>②2005年6月の規制改革要望集中受付月間における厚労省の回答では、保育士試験について、保育士養成施設の卒業者以外にも、「児童の保育に情熱を持つ有為の人材を確保するため、幅広く資格取得の機会を与えている」とし、具体的に、大学又は短期大学で62単位以上取得した者や児童福祉に関する実務経験を有する者などを列挙している。</p> <p>しかし、受験資格が短期大学卒業程度に引き上げられたものの、保育科等の専攻が求められているわけではないことから、短期大学の卒業生であっても実務経験がない場合もありうることになる。したがって、例えば、独学で勉強する高等学校普通課程の卒業者に受験する機会自体を与えないこととの整合性はないと考える。</p> <p>③保育士という職種は、特に若年女性に人気が高く、子育てを終えた専業主婦の中にも、今までの育児経験をいかして保育士として再就職したいと考えている者がいる。有望な就職先・再就職先を得る機会を奪うことにもなりかねないことから、現行の受験資格について、早急な見直しが必要である。</p>
根拠法令等	<p>児童福祉法第18条の6 「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(1988年5月28日児発第480号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課</p>

その他(10)	社会保険労務士試験の受験資格の見直し【新規】
規制の現状	<p>社会保険労務士法第8条において、社会保険労務士試験の受験資格は以下のとおり、定められている。</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わつた者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者 2. 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学予科又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を卒業し、又は修了した者 3. 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者 5. 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者 6. 行政書士となる資格を有する者 7. 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人(第25条の6に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第4章までにおいて同じ。)又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者 8. 労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して5年以上になる者又は会社その他の法人(法人でない社団又は財団を含む。)(労働組合を除く。次号において「法人等」という。)の役員として労務を担当した期間が通算して3年以上になる者 9. 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して3年以上になる者 10. 厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
要望内容	社会保険労務士試験における受験資格から、学歴要件ならびに実務経験を削除すべきである。
要望理由	<p>すでに、同じ国家資格の司法書士、行政書士及び土地家屋調査士については、受験資格に学歴要件がなく専門知識に関する試験のみが行われている。また、社会保険労務士の有資格者は試験合格後、2年間の実務経験またはこれに同等の事務指定講習を課されたうえで、社会保険労務士として活動することができることとされている。したがって、社会保険労務士の受験資格に学歴要件または実務経験を設ける合理的な理由は乏しく、かつ社会保険や人事労務に係る業務が多様化・複雑化する中で、多様な人材を確保するためには、資格試験の受験者の数を制限するのではなく、門戸を広げて対応すべきである。</p>
根拠法令等	社会保険労務士法第8条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

その他(11)	児童指導員任用資格の取得要件の緩和【新規】
規制の現状	<p>児童福祉施設最低基準第43条において、児童指導員の資格は以下のとおり、規定されている。</p> <p>児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 2. 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 3. 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 4. 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 5. 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 6. 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの 7. 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認められたもの 8. 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認められたもの
要望内容	児童指導員任用資格を得られる要件に、保育士試験の筆記試験に全科目合格した者を追加すべきである。
要望理由	<p>児童指導員任用資格を取得するには、学歴要件として、大学で心理学、教育学または社会学を専攻すること、児童指導員養成学校を卒業すること、教員免許を取得することのいずれかか、実務経験を、3年以上積むことが求められている。実務経験がない場合、特定の分野の学問を大学や学校で学んできた者しか資格を得られないというのは、児童指導員のニーズが高まっている中で、多彩な人材を獲得する機会を失っていると考えられる。独学で勉強を重ね、国家資格である保育士試験の筆記試験に全科目合格した者には、一定の能力・知識があるものと判断でき、任用資格を取得できるようにすべきである。</p>
根拠法令等	児童福祉施設最低基準第43条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省雇用均等・児童家庭局

その他(12)	税理士試験の受験資格の撤廃
規制の現状	税理士試験の受験資格が税理士法第5条で定められている。
要望内容	税理士試験の受験資格を撤廃すべきである。
要望理由	<p>「税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として(国税庁HPより)」行われるものである。</p> <p>財務省は、『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(2005年8月12日)で、現在の受験要件は、税理士に「一定レベルの教育や一定の実務経験を通じて備えられる一般的、基礎的学識も必要である」ことや、「ある程度の受験者数の絞込みは避けられない」ことを、「総合的に勘案し設けられている」としている。</p> <p>しかし、税理士には、税理士試験に合格後に2年間の実務経験が要求されており、この過程で必要な学識などを身につけることが可能である。採用試験に関しても、採点者数の増加や業務の民間委託を通じたコスト削減・効率化などを通じて対応することが可能である。</p> <p>現在も、税理士の受験資格を得るために、簿記1級や放送大学で通信講座を取得している例が多くあり、現在の受験資格は多くの志望者に対して必要以上の労力と時間を費やさせている。</p>
根拠法令等	税理士法第5条
制度の所管官庁及び担当課	財務省国税庁

その他(13)	国家公務員試験の受験年齢制限の撤廃
規制の現状	<p>国家公務員法第44条の「受験の資格要件」では、「人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことができない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる」とされている。これを受けて、人事院規則では、国家公務員の採用試験に職種ごとの年齢制限を設けている。</p> <p>具体的には、当該採用試験の告知の日の属する年度の4月1日における年齢について、Ⅰ種試験を受験するためには21歳以上33歳未満、Ⅱ種試験を受験するためには21歳以上29歳未満、Ⅲ種試験の税務を受験するためには17歳以上20歳未満、行政事務・電気・情報・機械・土木・建築・化学・農業・農業土木・林業を受験するためには17歳以上21歳未満でなければならない。</p> <p>なお、人事院では、これとは別に経験者採用システムを2006年度から導入しているほか、本年は、再チャレンジに関わる新たな試験として、「国家公務員中途採用者選考試験」(再チャレンジ試験)が実施され、昭和42年4月2日から昭和53年4月1日生まれの者を対象に、150名程度を採用することとしている。</p>
要望内容	<p>国家公務員の採用試験における受験年齢制限を、Ⅰ種試験、Ⅱ種試験、Ⅲ種試験の全てで撤廃すべきである。</p>
要望理由	<p>国家公務員法では、採用試験においては「最小限度の客観的且つ画一的な要件」を設けることとされているが、現在の年齢制限がこの趣旨に沿うものか疑問である。</p> <p>転職市場に関するアンケートでも、公務員への再就職を志望するニーズが強く反映されているものが多数ある。また、民間事業者が実施した「再チャレンジ試験」の説明会や講座に多くの志望者が参加した事例もある。</p> <p>現在の年齢制限はこれらのニーズの実現を阻害しているものであり、年齢制限を撤廃して、公務部門が率先して多様な機会を提供すべきである。</p>
根拠法令等	<p>国家公務員法第44条 人事院規則8-18</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>人事院</p>

<p>その他(14)</p>	<p>再輸入される電気用品にかかる手続きの見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国内で製造され、電気用品安全法に基づく対応を行ったACアダプターなどの電気用品を一度海外に出荷し、海外において当該電気用品を機器に同梱して国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続きを履行しなければならない。 こうした二重の手続きを回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたACアダプターを使わなければならないケースでは、当該部材以外の製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部材を同梱しなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>国内の製造事業者が電気用品安全法に定める義務を履行しPSEマークや製造事業者名を表示した再輸入品については、輸入事業者名の表示を免除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>国内で購入した電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく手続きが求められることは、同じ手続きの反復である。万が一事故が起きた際、輸入事業者が特定されていても、製造事業者に問い合わせなければ対応はきわめて困難である。消費者保護の観点から、また責任の所在の明確化の観点からも、第一次的に製造事業者が判明すればよく、輸入事業者は流通過程などは必要に応じて結果的に判明すればよいものと考えられる。それらを担保する方法として、過度なコストをかけて製品に輸入事業者名を表示すること以外の方法も考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第10条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(15)</p>	<p>機器と一体的に使用される直流電源装置の特定電気用品以外への移行</p>
<p>規制の現状</p>	<p>直流電源装置は特定電気用品に指定され、登録検査機関による適合性検査の対象となっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>機器と一体的に使用される直流電源装置については、全て一律に適合性検査の対象にするのではなく、事故情報の多寡やその影響度も踏まえた上で、可能な限り特定電気用品の指定を解除し、特定電気用品以外の電気用品(自己確認品目)に移行させる方向で検討すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を抜き出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わせられて使用される機器のほとんどは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電話機、情報機器等であり、特定電気用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品以外の電気用品へ移行すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第2条 電気用品安全法施行令第1条の2</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(16)</p>	<p>海外への土産用電気製品に対する例外承認申請の撤廃</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続きにより例外承認を受けることが必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>欧米諸国と同様、例外承認申請を求めない制度とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出用品同様の安全性を有している。 国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者にこうした承認申請を求めることは行われていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条 「電気用品安全法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」 (2003年3月29日商第1号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(17)</p>	<p>電気用品にかかる型式区分の撤廃</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品取締法では甲種電気用品のみに規定されていた型式区分が、電気用品安全法では全ての電気用品に対して適用されている。この型式区分については、2004年8月に簡素化されたものの依然として存置されており、国際的に見ても他に例を見ない特異な届出の区分が存在している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>非特定電気用品に係る電気用品の型式区分については撤廃すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求められている。</p> <p>型式区分は国に対する届出の最小単位となるとともに、販売後における表示禁止命令の発動単位となるものであるが、同一型式区分の中には、異なる電気回路を有する製品が存在することや、同じ安全性能であっても型式区分が異なるものが存在するなど、実態に即したものとなっていない。</p> <p>また、仮に事故が発生した際の公告時などは、型式ではなく、製品に表示されている機種名で回収命令されることが通常である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第3条第2号 「電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について」(2006年3月20日) 「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱について」(2006年3月22日)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(18)</p>	<p>電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準の明確化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品安全法の規制対象となる電気用品の品目とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、記述内容に抽象的な表現があることや、製品が多種多様化していることから、同法の対象となるか否かについて判別がつきにくい。実際に市場に流通している同じような機器であっても、販売形態、使用用途、時期等によって、法の対象、非対象が混在している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準については、現行のポジティブリスト方式からネガティブリスト方式への移行を図るべきである。 ネガティブリスト化が困難な場合については、少なくとも製品の特性(電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な基準で対象・非対象が判別できる環境を、早急に整備すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>急激な技術革新の進展や消費者ニーズの多様化に伴い、電気用品安全法の対象となるAVカテゴリーと対象外となるITカテゴリーの融合が進んでおり、現行の法令による電気用品名の区分による判定が難しくなっている。ネガティブリストを採用することで、現状のポジティブリストを採用するより、不明確な領域が少なくなることが期待される(グレーゾーンの技術基準適合未確認製品の市場流出が防げる)。 現状の解釈については、HP上における情報提供にとどまっているが、運用基準を示す際には、法的安定性を担保するためにも、解釈通達など文書を発出すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第2条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(19)</p>	<p>電気用品安全法に関する技術基準の判断基準の明確化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気用品技術基準にかかる判断基準や技術的解釈は、経済産業省が行うこととされているが、その内容は、必ずしも広く一般に公表されていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>IECにおけるCTL解釈が、2項基準の解釈である旨、通達の形で周知徹底すべきである。また、ごく一部に適用できないものがあるのであれば、それを除いた形で示すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受入れる国際的な相互認証制度)については、CTL(Committee of Testing Laboratories)ディシジョンという解釈集が公表されている。国際整合化をはかるためにも、2項基準で採用する旨、明確にすべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気用品安全法第8条第1項 電気用品の技術上の基準を定める省令</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課</p>

<p>その他(20)</p>	<p>医療機器に使用するACアダプターへの電気用品安全法の適用除外【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>医療機器に使用するACアダプターは、薬事法でIEC60601-1(JIST0601-1)等の規格に適合する必要があるとされている。 一方、電気用品安全法では、ACアダプターは、AV機器用のものはIEC60065が適用され、情報機器用のものにはIEC60950が適用される。これらの規格は、IEC60601-1などに比べて緩い規格だが、それぞれの規格に適合することを証明するための試験を行わなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>薬事法で認証を受けているACアダプターについては、電気用品安全法で必要とされている試験を免除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>薬事法で、医療用のACアダプターに要求されている電氣的安全性の規格であるJIST0601-1(IEC60601-1)は、電気用品安全法で求められている基準であるIEC60950やIEC60065よりも厳しい基準である。しかし、電気用品安全法では、IEC60601-1が認められていないため、別にIEC60950などの適合性試験を実施しなければならず、余計なコストと作業が必要になっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>薬事法第14条、第19条の第2 薬食機発第0216001号「医療機器の製造販売承認申請に際し留意すべき事項について」 電気用品安全法第2条、第9条 電気用品安全法施行規則第1条の2 電気用品の技術上の基準を定める省令第2項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 厚生労働省医薬食品局審査管理課</p>

<p>その他(21)</p>	<p>住民税にかかる諸手続きの電子化および提出様式の統一</p>
<p>規制の現状</p>	<p>住民税特別徴収の手続きを電子化するかについては、各地方公共団体が判断しており、現在も多くの地方公共団体が住民税の特別徴収額の通知書を企業に紙媒体で送付している。 総務省では、昨年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、地方税申告手続のオンライン化を推進している。 eLTAXに加盟している地方公共団体への申告はインターネット上で行えるが、申告データは提出先ごとに準備する必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>総務省の主導により、住民税の特別徴収の通知書の電子データでの送付を進めるとともに、申告データの提出様式の統一を進めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>紙媒体で企業に送付される住民税の特別徴収額の通知書を、企業で電子データに変換するためには多くのコストがかかり、アウトソーシングを行う場合にも1件につき100円程度の費用が必要になる。 総務省主導により住民税の特別徴収税額の通知書の送付を統一して電子化することで、企業内部でのコストを削減することが可能になる。また、地方公共団体内においても、必要なデータを印刷して郵送する作業と費用を削減することが可能になり、財政状況が厳しい地方公共団体でも歳出減に資する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方税法第13条、第317条の6、第321条の5 地方税法施行規則第9条の5、第10条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省自治税務局企画課 各地方公共団体税務担当課</p>

その他(22)	総合評価方式の導入の推進
規制の現状	<p>公共工事については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」にもとづいて「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)が策定され、「価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を積極的に進め、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、できる限り速やかにその拡大を図るものとする」とされている。</p> <p>しかし、実際の一般競争入札では、現在も価格重視で落札をしている案件が目立ち、その結果、安全性や利便性に十分に配慮していないと思われる業者が低価格で落札するケースが出ている。</p>
要望内容	<p>各省庁や地方公共団体による一般競争入札の案件において、総合評価方式がどの程度実施されているかを把握し、総合評価方式の一層の推進を図るべきである。</p>
要望理由	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」などで、公共工事の品質を確保する必要性や理念は示されている。しかし実際には、都道府県や政令指定都市においては総合評価方式の導入は一定程度進んでいるが、市区町村においては導入が進んでいない。また、総合評価方式が導入されていても、「得点」の大部分を入札価格が占めていて、十分に技術が評価されていないケースが目立つ。</p>
根拠法令等	<p>公共工事の品質確保の促進に関する法律 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>各省庁、地方公共団体</p>

<p>その他(23)</p>	<p>入札保証金制度の改善【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>地方公共団体が実施する一般競争入札に参加するためには、それぞれが定める一定の金額・率を、入札契約保証金として納める必要がある。地方公共団体によっては、入札の公示から入札までの期間が非常に短く、参入意欲のある事業者が、入札保証金を期間内に準備することができず、結果的に一般競争入札に参入できないケースがある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>地方公共団体における一般競争入札の公示から入札日までの期間を、2週間程度設けるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>地方公共団体における一般競争入札の公示から入札までの期間が短いことが理由で、入札する意思のある事業者が入札の準備を整えられない場合、結果的に参入事業者が限られることとなる。公示から入札までの期間を2週間程度設けることで、一層の競争を促し、より低廉で質の高いサービスを提供することが可能になる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法施行令第167条の7</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>各地方公共団体</p>

<p>その他(24)</p>	<p>指定管理者制度に関わる情報公開制度の改善</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2003年9月に指定管理者制度が導入され、2006年9月をもって経過措置期間が終了した。 総務省が実施した「公けの施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」(平成19年1月総務省自治行政局行政課)では、指定管理者制度を導入しても、「従前の管理受託者を公募の方法によることなく選定」した地方公共団体の割合が全体の61.6%を占めている。同調査ではまた、都道府県や指定都市では情報公開が進んでいるが、市区町村では情報公開が進んでいないことが示されている。例えば、「選定基準の事前公表」については、市区町村の57.2%が事前公表していないとされており、「選定手続きの事前公表」については、市区町村では60.5%が事前公表していないとされている。さらに、「選定理由の公表」については、65.0%の市区町村で公表していないとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>地方公共団体が指定管理者を選定する際には、例外なく、その選定基準や選定手続きを事前に公開するとともに、事後、その選定理由を公表すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>指定管理者制度の選定基準や選定手続きが事前に公表されていれば、参入意欲のある事業者はその基準を念頭に費用対効果を最大限に発揮できる方法を策定することが可能になる。その結果、一層の行政コストの削減と行政サービスの質的向上が期待される。また、事後に選定理由を公表して、選定基準と照らし合わせることで、指定管理者の選定のプロセスの公正性を担保することができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方自治法第244条の2</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>

<p>その他(25)</p>	<p>警備業に関する講習事業者の登録要件の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2005年11月21日に「警備業法の一部を改正する法律」が公布され、一定の種別の警備業務を実施する場合には、警備業者は、都道府県公安委員会が実施する検定の合格者を配置することが義務付けられた。また、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会を受講すれば、同試験の一部または全部が免除される。</p> <p>この講習会を行おうとする者が一定の基準に適合しているときは、国家公安委員会は登録講習機関の登録をしなければならないとされているが、警備業法第26条第2項により、「警備業者に支配されている」者は登録申請を行うことができないこととされている。</p> <p>なお、現在、講習会を実施しているのは、有限責任中間法人である警備員特別講習事業センターと有限会社である航空保安警備教育システムのみである。</p>
<p>要望内容</p>	<p>警備業法第26条第2項と関連法令を改正して、「警備業者に支配されているもの」も講習を実施するための登録申請を行うことを可能にすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>警備事業者が警備業に必要な講習を行う場合でも、講習の内容や試験項目などに一定の条件を課すことで、公正に講習が行われることを担保することが可能となる。</p> <p>法改正の趣旨である「適正かつ確実な警備業務」を実施するためには、長年の業務を通じて警備事業者に蓄積されている実務に関するノウハウを活用し、講習会で教え伝えることが有効である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>警備業法第2条第1項、第24条、第26条第2項</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>警察庁生活安全局生活安全企画課</p>

<p>その他(26)</p>	<p>住民票の写しの交付手続きの統一</p>
<p>規制の現状</p>	<p>企業の顧客が転居しても企業に連絡をしない場合、企業は顧客に必要書類を送付するために転居先を確認する必要がある。そこで、企業は顧客がそれまで住んでいた地方公共団体に対して住民票の写しの交付を求める手続きを行うが、この手続きの過程や必要書類が地方公共団体によって異なっているため、企業が地方公共団体に事前に必要書類などを確認する必要がある。 なお、現在は個人情報保護の観点から住民票の写しの交付制度の見直しが進められている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>住民票の写しの交付を請求する手続きについては、個人情報保護に十分留意して、現在は地方公共団体間で異なる方式を、総務省の主導により統一すべきである。さらに、住民基本台帳ネットワークなどを利用することで一連の手続きを電子化すべきである。 なお、今後「住民票の写しの交付を請求できる者」の要件について議論を行う際には、企業は保険契約の満期到来など、顧客にとって重要な情報を届けるために住民票の写しを請求するケースが多いことを鑑み、企業による請求に対していたずらに用件を厳しくすべきではないことに留意すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>第三者が住民票の写しの交付を請求するために必要となる手続きや提出書類などは、現在は地方公共団体ごとに異なっている。このため企業は、①事前に必要な資料を地方公共団体に問い合わせる、②必要な資料を書面で準備する、③地方公共団体へ資料を郵送する、という作業を負担している。企業によっては、年間に2,000件以上、この作業を行う必要があり、大幅な労力とコストが費やされている。共通のフォーマットが準備されて手続きが電子化されれば、企業は業務を効率化することが可能になる。 なお、現在は個人情報保護の観点から住民票の写しの交付制度の見直しが進められており、「住民票の写しの交付」を請求できる者の範囲が争点になっている。これらの基準や確認方法について、検討を行う際には、企業が顧客に必要な情報を提供するために住民票の写しの交付を請求する場面が多いことから、産業界からの意見を受付け、個人情報保護に必要な最小限度の規制を設けるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>住民基本台帳法第12条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局市町村課</p>

その他(27)	ヒト用医療機器の動物への転用の規制緩和【新規】
規制の現状	ヒト用の医療機器を製造販売するためには、厚生労働大臣の承認を得る必要がある。動物用の医療機器を製造販売するためには、農林水産大臣の承認を得る必要がある。
要望内容	獣医師が動物にも有用であると判断するヒト用医療機器については、簡素な手続きで動物に転用することができる制度を早急に構築すべきである。
要望理由	<p>ライフスタイルの変化に伴い、ペットが家族の一員として扱われるケースが増加し、ペットの病気などに対しても多様な治療法が求められるようになってきている。しかし、動物用医療機器として承認されている製品の数は、ヒト用医療機器に比較して数が少なく、多様化するニーズに応えられていない。</p> <p>製品群の多いヒト用医療機器の一部を動物に使用することで有効な治療が可能になるため、近年、多くの獣医事業所から、一部のヒト用医療機器を動物に転用するニーズが強まっている。日本獣医師会が実施したアンケートでも、特に小動物を多く診察する獣医の過半数が人体用かつ中古のX線装置を使用していることが明らかになっている。</p>
根拠法令等	薬事法第14条第1項、第83条第1項
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省消費・安全局畜産安全管理課

<p>その他(28)</p>	<p>他国で人工衛星の組立てなどに携わった経験のある者へのクレーンの運転等の免許の免除、または簡易な取得【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>クレーンの運転やフォークリフトの運転、クレーンを使用する玉掛作業(以下、クレーンの運転など)を行うためには、所定の技能講習を修了するなどの方法によって免許の交付を受けることが必要となっている。 アメリカやヨーロッパなどで人工衛星の組立てに携わり、クレーンの運転などについて十分に経験を持つ外国人が、日本で外国製の人工衛星を組立てるためにクレーンの運転などを行うためにも、実務経験を全く有しない者と同じ工程で免許を取得しなければいけない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>海外で、クレーンの運転などを行って人工衛星の組立作業に一定期間以上携わった経験を持つ者については、所定の免許の取得や技能講習を免除すべきである。 一律に免除することが困難ならば、一定程度以上の実務経験を有する者に対して、簡易な講習や認定の方法を設けるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>H-IIAロケットによる打上げ輸送サービスにおいて海外製衛星を打上げる際には、衛星メーカーの外国人作業員が日本で組立作業を行う場面が多くある。海外で、クレーンの運転などにより組立作業を行っていた者が、日本で同様の作業を行うためには、組立地から離れた場所で行われることが多い技能実習などを修了して免許を取得する必要があるため、関連企業にとって過大な負担となっている。例えば、種子島で打上げ作業を行う場合に、鹿児島で所定の日時に行われる技能実習などに参加する必要があるため、打上げ作業の準備に必要な時間よりも多くの時間を拘束されることとなる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>労働安全衛生法第61条、第71条、第76条、別表18</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省労働基準局安全衛生部</p>